

第8章

水資源に関する国際的な取り組み

1 世界の水資源の現状と課題

水は地域的に偏在する資源であり、加えて、近年の世界人口の増加、経済の発展、気候変動等により、水資源に関して量的にも質的にも様々な問題点が指摘されるようになってきている（表8-1-1）。

① 量的な面での問題

世界の水問題に焦点を当てた国連開発計画（UNDP）の『人間開発報告書 2006』では、地球上にはすべての人に行き渡らせるのに十分なだけの水量が存在しているが、国によっては水の流入量や水資源の分配に大きな差があるという問題点を指摘している。

ブラジルやカナダのように、水の流入量が利用量をはるかに上回る地域もあれば、中東諸国のように必要量に大きく及ばない地域もある。

国連世界水アセスメント計画（WWAP）が2014年3月に発表した『世界水発展報告書 2014（The United Nations World Water Development Report 2014）』によれば、世界の一人あたりの水資源賦存量は平均 6,100 m³/年（2010年）であり、農業、工業、エネルギー及び環境に要するとされる年間一人当たりの 1,700 m³/年を大きく上回っている。しかしながら、南アメリカやオセアニアでは一人あたり 30,000 m³/年を超える一方で、北アフリカでは、その1割にも満たない一人あたり約 280 m³/年しか存在しない（表8-1-2）。

世界の水資源の約3割を有するラテンアメリカ地域の一人当たりの水資源賦存量は、同程度の水資源賦存量を有するアジア地域の10倍以上である（表8-1-1、8-1-2）。

表8-1-1 世界の水資源賦存量

	地域内水資源総量 km ³ /年	割合
世界	42,793	100.0
アフリカ	3,931	9.2
北アフリカ	47	0.1
サハラ以南アフリカ	3,884	9.1
アメリカ	19,528	45.6
北アメリカ	6,077	14.2
中央アメリカ及びカリブ海地域	727	1.7
南アメリカ	12,724	29.7
アジア	11,865	27.7
中東アジア・西アジア	484	1.1
中央アジア	242	0.6
南及び東アジア	11,139	26.0
ヨーロッパ	6,577	15.4
西及び中央ヨーロッパ	2,128	5.0
東ヨーロッパ	4,449	10.4
オセアニア	892	2.1
オーストラリア及びニュージーランド	819	1.9
他の太平洋諸島	73	0.2

（注）FAO AQUASTAT データベース（2015.11 アクセス）による最新値をもとに国土交通省水資源部作成

ここで示す水資源賦存量は、地域外からの供給量を考慮しない水資源量（internal renewable water resources：IRWR）の地域別集計値を用いた。

表8-1-2 一人当たりの水資源賦存量の推移・予測（2000年-2050年）（m³/年）

	2000	2010	2030	2050
世界全体	6,936	6,148	5,095	4,556
アフリカ	4,854	3,851	2,520	1,796
北アフリカ	331	284	226	204
サハラ以南アフリカ	5,812	4,541	2,872	1,983
アメリカ	22,930	20,480	17,347	15,976
北アメリカ	14,710	13,274	11,318	10,288
中央アメリカ及びカリブ海地域	10,736	9,446	7,566	6,645
南アメリカ	35,264	31,214	26,556	25,117
アジア	3,186	2,845	2,433	2,302
中東アジア・西アジア	1,946	1,588	1,200	1,010
中央アジア	3,089	2,623	1,897	1,529
南及び東アジア	3,280	2,952	2,563	2,466
ヨーロッパ	9,175	8,898	8,859	9,128
西及び中央ヨーロッパ	4,258	4,010	3,891	3,929
東ヨーロッパ	20,497	21,341	22,769	24,874
オセアニア	35,681	30,885	24,873	21,998
オーストラリア及びニュージーランド	35,575	30,748	24,832	22,098
他の太平洋諸島	36,920	32,512	25,346	20,941

（出典）「世界水発展報告書 2014（The United Nations World Water Development Report 2014）」（世界水アセスメント計画（WWAP）, 2014）

水資源賦存量の値については FAO AQUASTAT データベース（2013.12WEB サイトアクセス）、人口の値については、国連経済社会局人口部（UNDESA, Population Division）（2011）「World Urbanization Prospects, The 2010 Revision」を使用

また、同じ地域内であっても、水資源と人口の分布が全く一致しないことが多い。例えばサハラ以南アフリカは、世界から見ても比較的恵まれている。しかし、分布状況を考えると様相は一変し、コンゴ民主共和国では国民一人当たり 19,000 m³/年以上の水が存在する一方で、ケニアやマラウイ、南アフリカなどの国々では水ストレス※を感じる限界点を下回っている状況である。

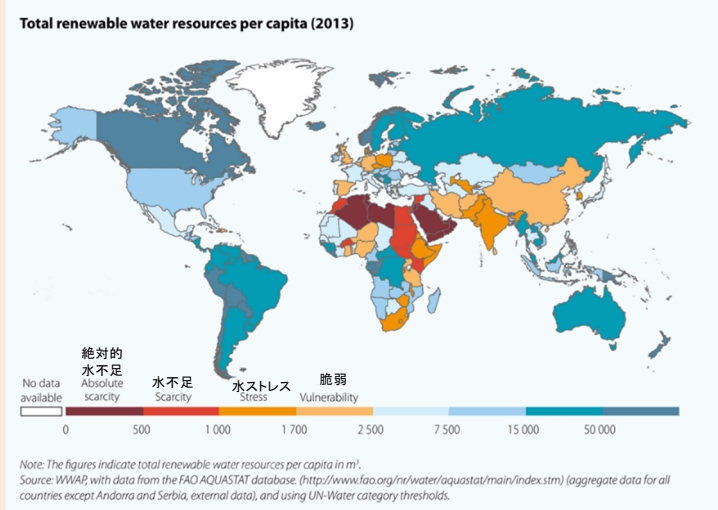
国連世界水アセスメント計画（WWAP）は『世界水発展報告書 2014（The United Nations World Water Development Report 2015）』のなかで、『AQASTAT』データベースをもとに 2013 年現在の人口一人当たりの水資源賦存量から水需給に関する逼迫の程度（＝水ストレス※）を分析している（図 8－1－1）。これによれば、降水量は多くの国でのデータが利用可能であるものの、河川流量や地下水位はモニターするのが難しいため、世界全体の水需給の変化傾向を分析するのは難しいものの、いくつかの国で水ストレス下、水不足の状態に直面していることは明らかであるとされている。

※水ストレス：農業、工業、エネルギー及び環境に要する水資源量は年間一人当たり 1,700 m³とされ、利用可能な水の量が 1,700 m³を下回る場合は「水ストレス下にある」状態、1,000 m³を下回る場合は「水不足」の状態、500 m³を下回る場合は「絶対的な水不足」の状態を表すとされている。

年間一人当たりの水資源賦存量は、2050 年までに、2010 年の 4 分の 3 まで減少すると予想されている。ヨーロッパでは人口の減少等に伴い増加が見込まれる一方、中東地域、アフリカ地域の水不足はさらに深刻になると予測されている。

経済協力開発機構（OECD）の報告『OECD Environmental Outlook to 2050』では、2050 年には世界人口の 40%の約 40 億人の人々が深刻な水ストレスの地域で生活することになるとされている。

国連食糧農業機関（FAO）のデータベース『AQUASTAT』によると、2007 年頃の世界の水使用量は約 3,900km³/年となっている。地域別にみると、アジアでの使用量が最も多く、続いてアメリカ、ヨーロッパの順となっている。



（出典）「世界水発展報告書 2015（The United Nations World Water Development Report 2014）」（世界水アセスメント計画（WWAP）, 2015）

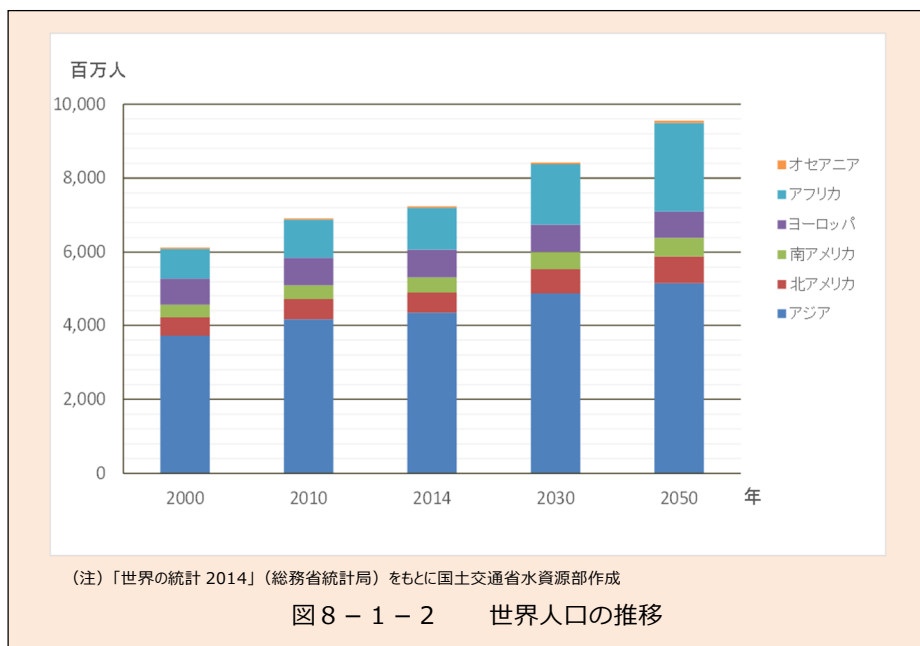
図 8－1－1 一人当たりの水資源賦存量（m³/年、2013）

使用形態別では、農業用水が約7割近くを占め、工業用水が約2割、生活用水が約1割である。北アメリカ地域やヨーロッパでは、工業用水の利用割合が高くなっている。水田農業地帯である南及び東アジア地域での農業用水の使用量が突出して多く、生活用水は先進国、人口の多いところで多く使用されている（表8-1-3）。

また、経済協力開発機構（OECD）の報告『OECD Environmental Outlook to 2050』によれば、世界の水需要は、製造業、火力発電、生活用水などに起因する需要増により、2050年までに55%程度の増加が見込まれており、このため、深刻な水不足に見舞われる河川流域の人口は、現在より23億人増加し、世界人口の40%を超える可能性もあると予想されている。特に、人口増加と経済発展の著しいBRIICS諸国※の大幅な水需要増が見込まれている一方、OECD諸国では、需要量が若干減少することが予想されている（図8-1-2）。

世界の総人口は2014年（平成26年）現在、推計で約72億4,400万人とされており、このまま増加すると2025年（平成37年）には約81億人、2050年（平成62年）には約96億人に達すると推計されている。

※BRIICS諸国：ブラジル（Brazil）、ロシア（Russia）、インド（India）、インドネシア（Indonesia）、中国（China）、南アフリカ（South Africa）



2002年（平成14年）に南アフリカヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」では、国際目標の一つとして「2005年までに各国は統合水資源管理（Integrated Water Resources Management：IWRM）計画及び水利用効率化計画を策定することが合意された。統合水資源管理（IWRM）とは、「水や土地、その他関連資源の調整を図りながら開発・管理していくプロセスのことで、その目的は欠かすことのできない生態系の持続発展性を損なうことなく、結果として生じる経済的・社会的福利を公平な方法で最大限にまで増大させることにある。（世界水パートナーシップ）」と定義されている。

2012年（平成24年）の国連水関連機関調整委員会（UN-Water）の報告では、IWRM計画・水利用効率化計画の各国での策定状況は約7割にとどまっている。IWRMは水資源を開発、

管理する上で、有効な手法として国際的に認識されているとともに、水に関するミレニアム開発目標（Millennium Development Goals : MDGs）の達成のための有効なプロセスであることから、2012年（平成24年）の国連持続可能な開発会議（リオ+20）では、水は多くの世界の課題に密接に関係し、持続可能な発展の核となるものであるとの共通認識のもと、統合水資源管理の推進の加速の必要性に言及し、様々な資金の投入や人材育成、技術移転等を通じた支援を行うことについて改めて打ち出されている。

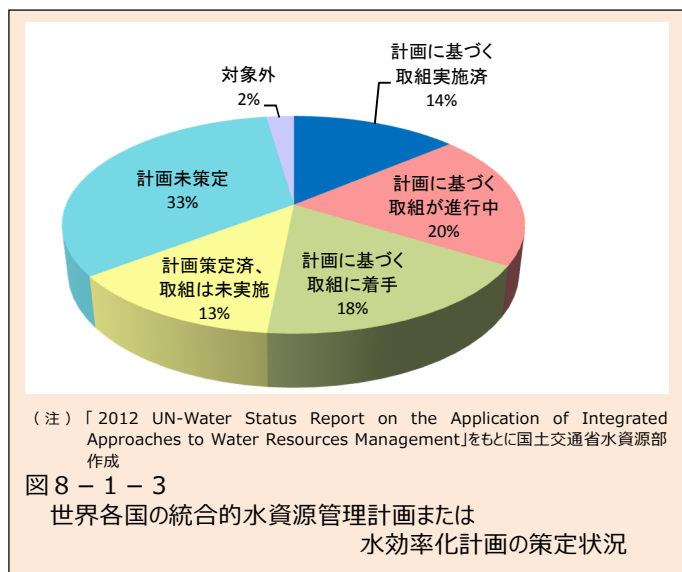


表8-1-3 分野別水使用量（2007年頃）

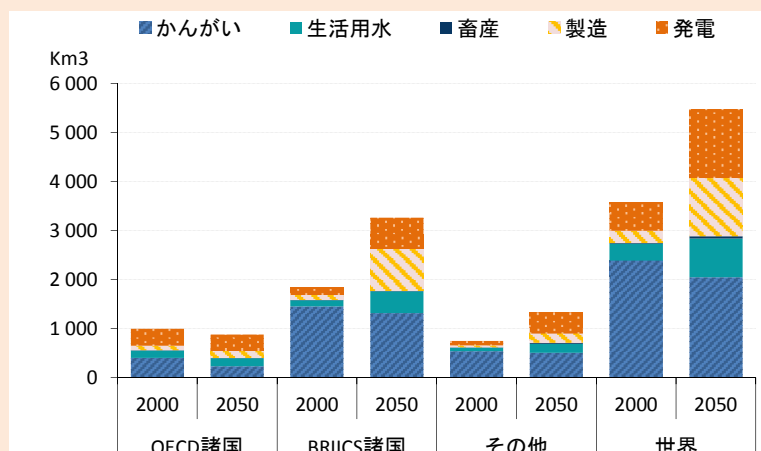
地域	分野別水使用量							総使用量*
	生活		工業		農業			
	km ³ /年	%	km ³ /年	%	km ³ /年	%	km ³ /年	
世界	462	12	734	19	2722	69	3918	
アフリカ	27	13	11	5	174	82	213	
北アフリカ	9	10	6	6	79	84	94	
サブサハラ以南アフリカ	18	15	6	5	95	80	120	
アメリカ	130	15	288	34	430	51	847	
北アメリカ	74	14	252	48	497	38	524	
中央アメリカ・カリブ海地域	8	28	2	9	1	63	2	
南アメリカ	36	17	26	12	154	71	216	
アジア	228	9	244	10	2035	81	2507	
中東	25	9	20	7	231	84	276	
中央アジア	7	5	10	7	128	89	145	
南及び東アジア	196	9	214	10	1676	80	2086	
ヨーロッパ	72	22	188	57	73	22	333	
西及び中央ヨーロッパ	53	22	128	54	58	24	239	
東ヨーロッパ	20	21	60	64	15	16	95	
オセアニア	5	26	3	15	11	60	18	
オーストラリア及びニュージーランド	5	26	3	15	11	60	18	
他の太平洋諸島	0.03	33	0.01	11	0.05	56	0.1	

*総使用量には、脱塩水の使用、ト水処理水の直接使用、農業排水の直接使用を含む。

*総使用量には、脱塩水の使用、ト水処理水の直接使用、農業排水の直接使用を含む。

(注) FAO AQUASTAT「Water withdrawal by sector, around 2007」

Source: FAO AQUASTAT database. http://www.fao.org/nr/water/aquastat/main/_index.stm (Accessed November 2014)



(出典)「OECD ENVIRONMENTAL OUTLOOK TO 2050」(OECD,2012)

<http://www.oecd.org/environment/indicators-modelling-outlooks/waterchapteroftheoecdenvironmentaloutlookto2050theconsequencesofinaction.htm>

図8-1-4 世界の水需要予測（地域別）：基本シナリオ、2000-2050

② 質的な面での問題

病原菌や有害化学物質等の人体に有害な物質を含まない安全な水の供給等に関しては、国際水会議が1981年から1990年（昭和56年から平成2年）までの10年を「国際飲料水供給と衛生の10年」と宣言し、国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）及び世界保健機関（WHO）が中心となり、その推進が図られてきた。2000年代に入ると、国連ミレニアム開発目標（MDGs）が国際合意事項としてとりまとめられ、環境の持続性の確保に向け、安全な飲料水及び基本的な衛生施設へのアクセスについてのターゲット（2015年までに安全な飲料水と衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を（1990年と比較して）半減する）が設定された。国連が発表した『The Millennium Development Goals Report 2015』によれば、人口に対する安全な飲料水に継続的に利用できる人口の割合は、1990年（平成2年）には世界全体で76%、開発途上国で70%であったものが、2015年（平成27年）には、世界全体で91%、開発途上国で89%まで改善し、ターゲットは達成しているものの、未だ約6億6千万人が継続的に利用できない状況にないといわれている。また、基本的な衛生施設を継続して利用できない人口の割合は、1990年（平成2年）は54%、2015年（平成27年）は68%となっており、ターゲットは達成できておらず、約9億5千万人が改善されていない状況にあるとされている。世界人口の増加、経済発展等により水使用量が大きく増加するとともに、排水処理の不備等による水質悪化が懸念されている。

経済協力開発機構（OECD）の報告『OECD Environmental Outlook to 2050』によれば、2050年までに、大部分のOECD諸国では、農業の効率化の継続と排水処理への投資により安定した水質での還元が進む一方で、その他の地域では、農業と排水処理の不備による栄養塩の流入により、今後数十年で表層水の水質が悪化し、富栄養化の増大と、生物多様性の破壊をもたらすと予測されている（図8-1-5）。

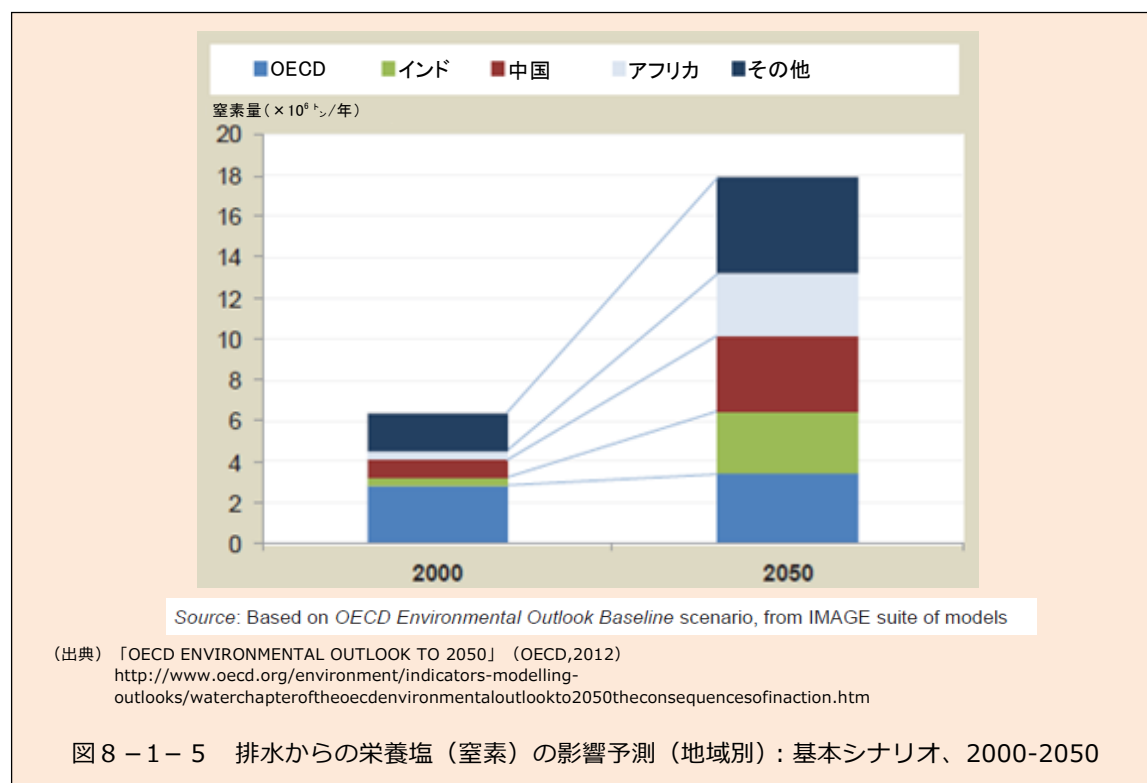


図8-1-5 排水からの栄養塩（窒素）の影響予測（地域別）：基本シナリオ、2000-2050

③ 気候変動等による影響

水資源として利用可能な水量は、降水量の変動等により絶えず変化するものであり、また、地域的には、毎年のように発生する大雨・干ばつ等の異常気象が、水の利用可能量に大きな影響を及ぼす。将来的に懸念される問題点として、例えば人為的な要因による酸性雨や地球温暖化等の気候変動が水資源に与える影響が挙げられる。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書（2014年（平成26年）11月）によれば、気候変動は、多くの地域において降水量または雪氷の融解の変化が水文システムを変化させ、質と量の面で水資源に影響を与えている、また、水不足を経験する世界人口の割合、及び主要河川の洪水の影響を受ける世界人口の割合は、21世紀の温暖化水準の上昇に伴って増加するとされている。

持続可能な方法で水資源を開発、管理していく必要性が増しており、水資源施設の整備とともに、国及び地方の能力を高め、生態系の保全も考慮した総合水資源管理の実践が喫緊の課題となっている。

内閣府が2008年（平成20年）に実施した「水に関する世論調査」によると、安全な飲料水、水質汚染、水不足といった世界的な水資源問題に関する認知度が高まっている（参考8-1-1）。さらに、世界的な水資源問題解決のため我が国の技術や経験を活かして援助・協力を行うべきと考える人が圧倒的多数にのぼっている（参考8-1-2、参考8-1-3）。

2 世界の水資源問題に対する取組み

水資源に関する国際協力の必要性が高まるなか、我が国は国連やNGO、二国間での協力などの取組みを通じて積極的に世界の水資源問題の解決に向け貢献している（参考8-2-1、参考8-2-2）。

（1）国連による取組み

1）水に関する国際目標

1977年（昭和52年）にアルゼンチンのマルデルプラタで開催された「国連水会議」が、水問題について議論した最初の大きな国際会議であり、これまで様々な会議が開催されてきた（参考8-2-1）。

2000年（平成12年）9月に開催された国連ミレニアム・サミットでは、「国連ミレニアム宣言」が採択され、2001年（平成13年）にミレニアム開発目標（MDGs）が定められた。2002年（平成14年）8月には、「国連環境開発会議（地球サミット）」において採択された「アジェンダ21」の実施促進や新たに生じた課題等について論議するために「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」が開催され、上記のほか、総合水資源管理及び水効率のための計画を2005年（平成17年）までに策定すること等が「ヨハネスブルグ実施計画」に盛り込まれた。

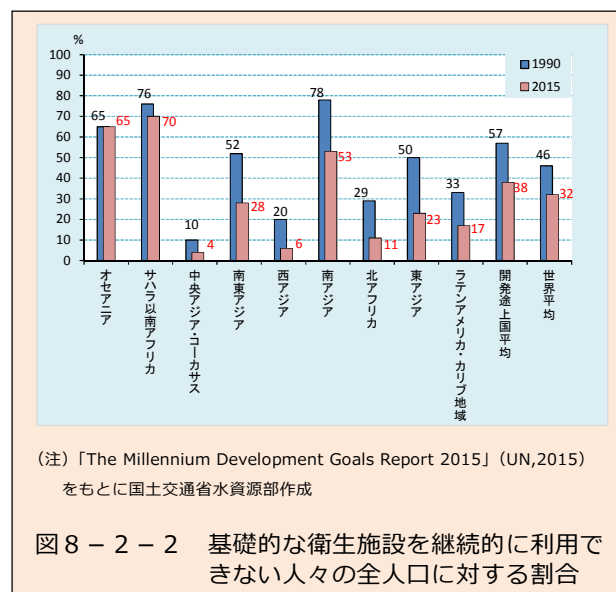
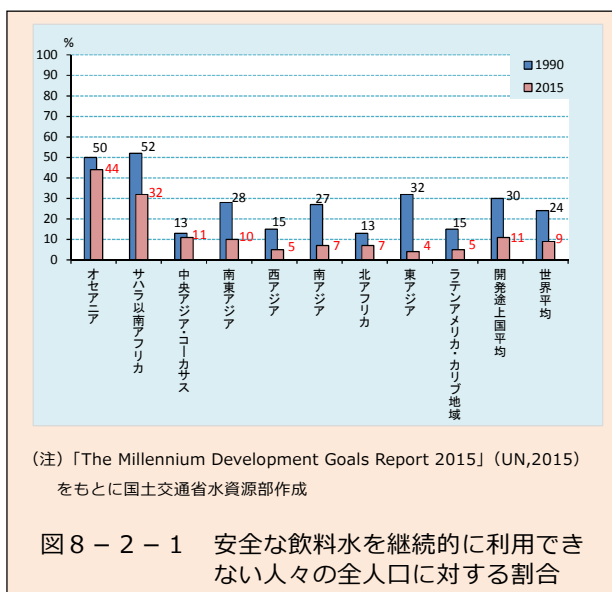
また、国連は2003年（平成15年）12月、「国連『命のための水』国際行動の10年（2005～2015）」に関する決議を採択し、水は環境保全及び貧困と飢餓の根絶を含む持続可能な開発のために必須であるとし、すでに合意されている様々な国際的な目標を達成するための水関連のプログラム及びプロジェクトを推進することとしている。

2015年（平成27年）9月に開催された国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。

2) ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals : MDGs)

2000 年（平成 12 年）9 月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットにおいて、21 世紀の国際社会の目標として国連ミレニアム宣言が採択された。ミレニアム宣言では、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッドガバナンス（良い統治）、アフリカの特別なニーズなどを課題として掲げ、21 世紀の国連の役割に関する明確な方向性が提示された。この国連ミレニアム宣言と 1990 年代に開催された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとして、8 つの目標、その下に 21 のターゲットと 60 の指標によりまとめられたものがミレニアム開発目標（Millennium Development Goals:MDGs）である。

「環境の持続可能性確保」の目標の下に設定されている水に関する具体的なターゲットである「2015 年（平成 27 年）までに、安全な飲料水及び基礎的な衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を（1990 年（平成 2 年）より）半減する」について、国連が発表した「The Millennium Development Goals Report 2015」によると、安全な飲料水を継続的に利用できない人口の割合を半減するとの目標は達成されたものの、依然として世界全体で約 6.6 億人の人々が安全な飲料水を継続的に利用できない状態にある。また、基本的な衛生施設を継続して利用できない人口の割合は、世界全体で 1990 年の 46%から 2015 年には 32%へと改善したものの、約 24 億人の人々がトイレ等の衛生施設を継続的に利用できない状態と目標を達成できていない状況にあり、改善に向けてなお一層の努力が必要である。



3) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

2001 年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals:MDGs）の達成期限が近づくにつれ、新たなアジェンダの策定に向けて国際社会で広く議論が行われ、2015 年 9 月に「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連サミットにて正式に採択された。

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）は 17 のゴールと 169 のターゲットからなり、ミレニアム開発目標が達成できなかった課題を全うするとともに、新たに顕在化した課題にも取り組むことを目指すものである。SDGs では水に関する単独の目標が設定（Goal 6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。」）されている。

現在、目標の達成状況をモニタリングするための指標を検討するため、「SDG 指標に関する機関間専門家グループ（Inter-agency and Expert Group on Sustainable Development Goal Indicators：IAEG-SDGs）」が設立され、検討作業が進められている。

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : SDGs)			
	目標1.	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	
	目標2.	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	
	目標3.	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	
	目標4.	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	
	目標5.	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	
	目標6.	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	
	目標7.	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する	
	目標8.	包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	
	目標9.	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る	
	目標10.	各国内及び各国間の不平等を是正する	
	目標11.	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	
	目標12.	持続可能な生産消費形態を確保する	
	目標13.	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
	目標14.	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	
	目標15.	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復、及び生物多様性の損失を阻止する	
	目標16.	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	
	目標17.	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	

図8-2-3 持続可能な開発目標

4) 水と衛生に関する諮問委員会 (UNSGAB)

2004年(平成16年)3月22日の国連世界水の日に、アナン国連事務総長が国連の新たな諮問機関として「水と衛生に関する諮問委員会」(故橋本龍太郎元内閣総理大臣が初代議長)の設置を発表し、第1回会合(2004年(平成16年)7月)がニューヨーク国連本部において開催された。

その後具体的な行動計画の策定に向けて集中討議が行われ、2006年(平成18年)3月、第4回世界水フォーラムにあわせて開催した第5回会合で「諮問委員会行動計画」を発表した(同年7月の第6回会合で「橋本行動計画」と改名された)。

第6回会合(2006年(平成18年)7月)では、「今後は、“国連命のための水国際行動の10年(2005-2015)”との連携を図っていくこと」を取り決め、橋本行動計画を着実に実行していくためには各地域との対話が必要であるとの観点から、「地域対話」と称して、各国政府機関や関係機関の代表者と同委員会のメンバーが自由に議論できる場を第7回会合から設置することとした。

第7回会合(2006年(平成18年)12月)は、「アフリカ地域対話」をチュニジアで開催し、同会合より、オランダのウィレム・アレキサンダー皇太子殿下(現・国王陛下)が議長に就任した。

第8回会合(2007年(平成19年)5月)は上海で「アジア地域対話」を、第9回会合(2007年(平成19年)11月)はコロンビアのボゴタで「中南米地域対話」を、そして2008年国際衛生年での開催となる第10回会合(2008年(平成20年)5月)は東京で開催された。初日の開会式には名誉総裁に就任された我が国の皇太子殿下からお言葉を述べられ、2日目には「日本との対話」が開催された。日本からは政府として外務省、環境省、厚生労働省、国土交通省の代表者並びにJICA及びJBICが参加し、「橋本行動計画」に対する日本の行動について説明した。諮問委員会は、日本が「橋本行動計画」の実現に向けて真摯に取り組んでいることに対して、感謝と歓迎を示した。

第11回会合(2008年(平成20年)11月)は、サウジアラビアのリヤドで「中東地域対話」を、第12回会合(2009年(平成21年)5月)はブルガリアのソフィアで「黒海周辺国との対話」を行った。

第13回会合は、2009年(平成21年)12月にオランダのアムステルダムにおいて開催された。また、2010年(平成22年)1月には2012年までの戦略と目標を示す「橋本行動計画Ⅱ」を公表した。

第14回会合は、2010年(平成22年)6月にシンガポールにおいて「アジア・太平洋水と衛生担当大臣との対話」が実施された。また第15回会合(2010年(平成22年)11月28日～12月1日)は韓国のソウルにおいて「水と災害に関するハイレベルパネル(HLEP/UNSGAB)メンバーとの対話」「アジア・太平洋国会議員との対話」が実施された。

第17回会合は2011年(平成23年)11月にドイツのボンにおいて、第18回会合は2012年(平成24年)6月にパナマシティにおいて、国連持続可能な開発会議(リオ+20)に向けた「ファイナンス」「水と衛生」「水と災害」などのテーマについての打ち出しの方向性について討議された。

第19回会合は2012年(平成24年)11月にケニア・ナイロビで水・食料・エネルギーに関してハイレベル対話が行われ、2013年(平成25年)3月には「国連水と災害に関する特別会合」が行われた。

第20回会合は、2013年（平成25年）5月にイタリア・ミラノで行われ、ポスト2015年開発アジェンダや持続可能な開発目標に関しての討議が行われた。

2013年（平成25年）6月には、2006年（平成18年）から議長を務めてこられたオランダのウィレム・アレキサンダー皇太子殿下（現・国王陛下）に代わって、ヨルダンのエル・ハッサン・ビン・タラール王子殿下が議長に就任した。2013年（平成25年）9月、スウェーデンで行われたストックホルム世界水週間では、「橋本行動計画Ⅲ」が発表され、ポスト2015年開発アジェンダに対して、水に特化したゴールを確実に含めること、水と衛生、排水管理、統合的水資源管理、水関連災害に関するターゲットの位置づけ等についてコミットメントを示している。

第21回会合は、2013年（平成25年）10月にハンガリー・ブタペストで、第22回会合は2014年（平成26年）1月にシンガポールで、第23回会合は、2014年（平成26年）10月に東京で行われた。

第24回会合は、2015年（平成27年）4月、韓国・慶州で世界水フォーラムに併せて開催された。

最終会合は、2015年（平成27年）11月、ニューヨークの国連本部で開催され、UNSGABの成果と今後の提案が明記された最終報告書が提出された。

5) 国際年

① 2003年国際淡水年

2000年（平成12年）12月に国連総会において、地球の将来にとっての水の中心的な重要性を認識するため2003年を「国際淡水年」とすることが採択された。

国際淡水年は、人間の基本的ニーズを充足し、水を持続可能な形で管理するために、認識を高め、優良な実践を促進し、人々に働きかけ、資源を動員する機会を国際社会に提供することを目的として実施され、この年には、第3回世界水フォーラム（日本、滋賀・京都・大阪）をはじめ、エビアンサミット（フランス・エビアン）、ドゥシャンベ国際淡水フォーラム（タジキスタン・ドゥシャンベ）等、国連、各国政府、NGO等による水に関する様々な取組が行われた。

また、この年、「ミレニアム宣言」と「ヨハネスブルグ実施計画」の水に関連した目標を達成するために国連システムが行う活動を調整する機関として「国連水関連機関調整委員会（UN-Water）」が設置されるとともに、同年12月の国連総会では、ミレニアム開発目標の水に関連した目標を達成するグローバルな活動をさらに強化する目的で、2005年から2015年までを「命のための水」国際の10年とし、これを2005年（平成17年）3月22日の「世界水の日」から開始することが決議された。

② 2008年国際衛生年

2006年（平成18年）12月、日本のイニシアティブで提出された2008年を「国際衛生年」とする決議案が、国連総会において全会一致で採択された。

世界では毎日約4,500人の子供達がコレラ、腸チフス、下痢等の汚水に関連した病気で死亡しており、トイレや下水処理などの衛生分野における世界規模の取組みが求められている状況をふまえ、国連「水と衛生に関する諮問委員会」は、「橋本行動計画」を取りまとめ、その中で国際社会は衛生に注意を向けるために「国際衛生年」を国連総会決議で採択するよう呼びかけた。「国際衛生年」は、改善の遅れが指摘されているトイレや下水処理などの衛生に

ついでの人々の意識を啓発し、必要なリソースを動員し、更に全当事者が採るべき行動指針を示すことを目的として制定された。

2010年（平成22年）1月、我が国は、「国際衛生年フォローアップ会議」を開催し、その成果を受け、「持続可能な衛生のための5年」実現にむけた世界規模の努力を支援することを目的とした国際衛生年フォローアップ決議案が2010年（平成22年）12月に国連総会で採択された。

③ 2013年国際水協力年

2010年12月の国連総会で、2013年を「国際水協力年」とすることが宣言された。

「国際水協力年」は、2013年は1993年に3月22日が国連水の日と制定されてから20周年目にあたり、水管理が直面する課題や更なる協力の可能性について、人々の関心を高めることを目的として制定された。

国連ミレニアム宣言およびヨハネスブルグ実施計画等に含まれた国際的に合意された水関連目標の達成を目的とした、国際協力を通じたものを含む、あらゆるレベルでの活動を促進するため、並びにその重要性の認識を増すために当該年を利用することが奨励され、2012年12月の国連総会では、タジキスタンが中心となって提案された「2013年国際水協力年の実施」が決議され、2013年3月オランダ・ハーグでの世界水の日式典、同年8月のタジキスタン・ドゥシャンベでの水の協力に関するハイレベル国際会議等のイベントが行われた。

また、2013年（平成25年）10月、水に関連する持続可能な開発目標の精緻化に貢献することを目的としてハンガリー政府主催により「ブダペスト水サミット」が開催された。特に、2015年より先の国連開発目標における水に関する目標、飲料水の供給、排水処理、統合水資源管理などが議題に取り上げられ、土井国土交通大臣政務官（当時）は閉会式において、ポスト2015年開発アジェンダについて、水と衛生、防災の観点を強化すべきとの強いメッセージと国際的な水に関する協力を求めた。

6) 国際デー

① 世界水の日（3月22日）

1992年6月にブラジルで開催された地球サミット（環境と開発に関する国連会議）では、21世紀へ向けての行動計画（「アジェンダ21」）が採択され、この中で世界水の日を制定するように勧告され、1992年12月に開催された国連総会本会議において、1993年から毎年3月22日を「世界水の日」とすることが決議された。この日は、水資源の開発・保全やアジェンダ21の勧告の実施に関して普及啓発を行う日とされている。

2014（平成26）年3月21日には、東京・国連大学で、水に係る国連機関の集まりである国連水関連機関調整委員会（UN-Water）主催の「2014年世界水の日記念式典『水とエネルギーのつながり』」が開催され、「国連水と衛生に関する諮問委員会」名誉総裁である皇太子殿下のお言葉に続き、太田国土交通大臣（当時）、石原外務大臣政務官（当時）が基調講演を行った。

② 世界トイレの日（11月19日）

2013年7月の国連総会で毎年11月19日を「世界トイレの日」とすることが決議された。開発途上国で深刻な衛生問題への取組を強化することを目的として、トイレの普及促進をグローバルに展開しているNPO「世界トイレ機関（WTO : World Toilet Organization）」の活動を後押しするために、同団体の設立日（2001年11月19日）に定められた。決議では、トイレがない場所での排せつは公衆衛生に極めて害があるとして、加盟国や国連機関に対しての貧困層への衛生施設提供の推進が求められている。

③ 世界津波の日（11月5日）

2015年12月、国連総会本会議で毎年11月5日を「世界津波の日」を定める決議がコンセンサスにより採択された。同決議は、第3回国連防災世界会議及び持続可能な開発のための2030アジェンダのフォローアップとして、我が国をはじめ142か国が共に提案したもの。同決議では、(1) 11月5日を「世界津波の日」として制定すること、(2) 早期警報、伝統的知識の活用、「より良い復興」を通じた災害への備えと迅速な情報共有の重要性を認識すること、(3) すべての加盟国、組織、個人に対して、津波に関する意識を向上するために、適切な方法で、世界津波の日を遵守することを要請すること等を求める内容となっている。

11月5日を指定することは、1854年11月5日に和歌山県で起きた大津波の際に、村人が自らの収穫した稲むらに火をつけることで早期に警報を発し、避難させたことにより村民の命を救い、被災地のより良い復興に尽力した「稲むらの火」の逸話に由来している。

7) 持続可能な開発委員会（CSD）

1992年（平成4年）の地球サミット（ブラジル・リオデジャネイロ）のフォローアップを目的として、持続可能な開発委員会（CSD）が毎年開催されてきた。CSDは、2004年（平成16年）以降2年を1サイクルとして個別のテーマを設定し、集中的な討議を行ってきており、「水」及び「衛生」については、第1サイクル（2004－2005）のテーマに選ばれた。

2005年（平成17年）4月、ニューヨーク国連本部において持続可能な開発委員会第13回会合（CSD-13）が開催され、前年（2004年）4月のCSD-12で確認された各国の現況を踏まえ、引き続き「水」、「衛生」、「人間居住」のテーマについて、政策オプション、実施計画など今後の更なる取組みについて討議を行い、「決定文書」が取りまとめられた。

2008年（平成20年）の第16回会合（CSD-16）では、CSD-13での水と衛生に関する「決定文書」をレビューするための会合が開催された。

2012年（平成24年）6月には、地球サミットから20年目の節目として、「国連持続可能な開発会議」（リオ+20）がリオデジャネイロで開催され、水と衛生、洪水や干ばつ、水不足への脅威への対応などを含む、持続可能な開発の実現に向けた様々な分野における各国の取組みの指針として、成果文書「我々の求める未来（The Future We Want）」が採択された。その成果文書において、持続可能な開発委員会に代わり、ハイレベル政治フォーラム(HLPF)を創設することが合意されたことから、2013年（平成25年）に最後のCSDとなる第20回会合が行われた上で、同年以降HLPFが開催されている。

8) 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

近年、世界的に大きく取り上げられている気候変動問題への対応については、これまでも国連機関を中心に様々な取組みがなされている。世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)との協力の下に、1988年（昭和63年）11月に設立された「気候変動に関する政府間パネル」

(IPCC)では、1990年（平成2年）の「第1次評価報告書」、1995年（平成7年）の「第2次評価報告書」、2001年（平成13年）の「第3次評価報告書」に続き、2007年（平成19年）には「第4次評価報告書」の各作業部会報告書と統合報告書がとりまとめられた。

「第5次評価報告書」は、2013から2014年（平成25から26年）に三つの作業部会報告書と統合報告書が公表されている。統合報告書は、第1作業部会報告書（自然科学的根拠）、第2作業部会報告書（影響・適応・脆弱性）、第3作業部会報告書（気候変動の緩和）及び関連する特別報告書の内容を分野横断的に取りまとめたものである。

9) 国際水文学計画 (IHP)

国連教育科学文化機関 (ユネスコ) による政府間の事業である IHP (国際水文学計画) は、環境保護を含めた合理的な水資源管理に資する手法の開発および人材の育成を、科学および技術の面から改善させることを目的に設立されており、世界的観測網によるデータ収集、世界の水収支の解明、人間活動が水資源に与える影響の解明等に関する事業を実施している。

(2) その他の主な国際的な動き

1) 世界水フォーラム

全地球規模で深刻化が懸念される水危機に対して情報提供や政策提言を行うことを趣旨とし、1996 年 (平成 8 年) に国際機関、学会等が中心となって「世界水会議」(WWC) が設立された。この WWC が中心となって 1997 (平成 9 年) 年以降、3 年に 1 度世界水フォーラムが開催されている。

第 1 回会合はモロッコのマラケッシュで、第 2 回会合はオランダのハーグで開催され、同会合では、21 世紀に向けた「世界水ビジョン」が策定されるとともに、閣僚宣言が合意された。

第 3 回会合は、2003 年 (平成 15 年) 3 月に我が国の大阪・京都・滋賀において開催され、「閣僚宣言」及び、我が国が主導した「水行動集—Time to Act—」(PWA) が発表された。水行動集は、各国・各国際機関から自主的に提案された水問題解決に向けた具体的行動を取りまとめたもので、2006 年 (平成 18 年) 1 月時点で、48 ヶ国及び 20 の機関から寄せられた合計 548 件の行動が盛り込まれた。

第 4 回会合は、2006 年 (平成 18 年) 3 月にメキシコにて開催され、持続可能な開発に向けた水問題の重要性等を謳った「閣僚宣言」が採択された。また、我が国が主導した「水行動集 (PWA)」を基礎として、発展・拡大させた「持続可能な開発に関する水行動連携データベース (CSD WAND)」の立ち上げ式が執り行われた。なお、外務省からは水と衛生分野における我が国の援助政策をまとめた「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ (WASABI)」を発表した。

第 5 回会合は、2009 年 (平成 21 年) 3 月にトルコのイスタンブールにて開催され、地球規模の課題 (人口増加、都市化、気候変動、災害など) に向けて「水の安全保障」を達成することをキーメッセージとして、世界の水問題解決に向けて取り組むべき事項を取りまとめた閣僚声明が採択された。

第 6 回会合は 2012 年 (平成 24 年) 3 月 12 日～17 日にフランスのマルセイユで「Time for Solutions (解決の時)」をテーマに、閣僚級会合 (「水関連災害」を含む 12 のテーマの円卓会合と全体会合) のほか約 250 のセッション、ハイレベルパネル、地域プロセスなどが開催され、東日本大震災やタイの洪水での国際緊急援助隊の派遣事例等を踏まえた防災パッケージの展開など、水問題の解決のための具体的な行動などについて話し合われた。全体会合では、すべての人々の幸福と健康のための水と衛生に対する権利の実現に向けた取り組みの加速、廃水管理の改善、水・エネルギー・食料安全保障という水関連分野間の相互連携、2015 年 (平成 27 年) のミレニアム開発目標達成に向けた水問題に対するガバナンスや資金調達等について、世界の水問題解決を促進するため広く発信していくことなどについて「閣僚宣言」が取りまとめられた。

第 7 回会合は 2015 年 (平成 27 年) 4 月 12 日～17 日に韓国の大邱・慶州で開催された。政治、地域、テーマ、科学技術の 4 つのプロセス、市民フォーラム、エキスポ&フェア、サ

イドイベントから構成され、168ヶ国から約4万人が参加した（主催者発表）。政治プロセスでは8つの閣僚級円卓会合が開かれ、テーマプロセスでは16のテーマ毎に議論がなされた。閣僚会議では、過去の世界水フォーラムで水に関する課題を解決するために確認された「解決策」から「実行」に前進する必要を認識し、世界的な規模で水関連の協力を進める共同の努力を強化することについて「閣僚宣言」がとりまとめられた（参考8-2-3）。

第8回会合は2018年（平成30年）にブラジルのブラジリアで開催される予定である。

2) スtockホルム世界水週間

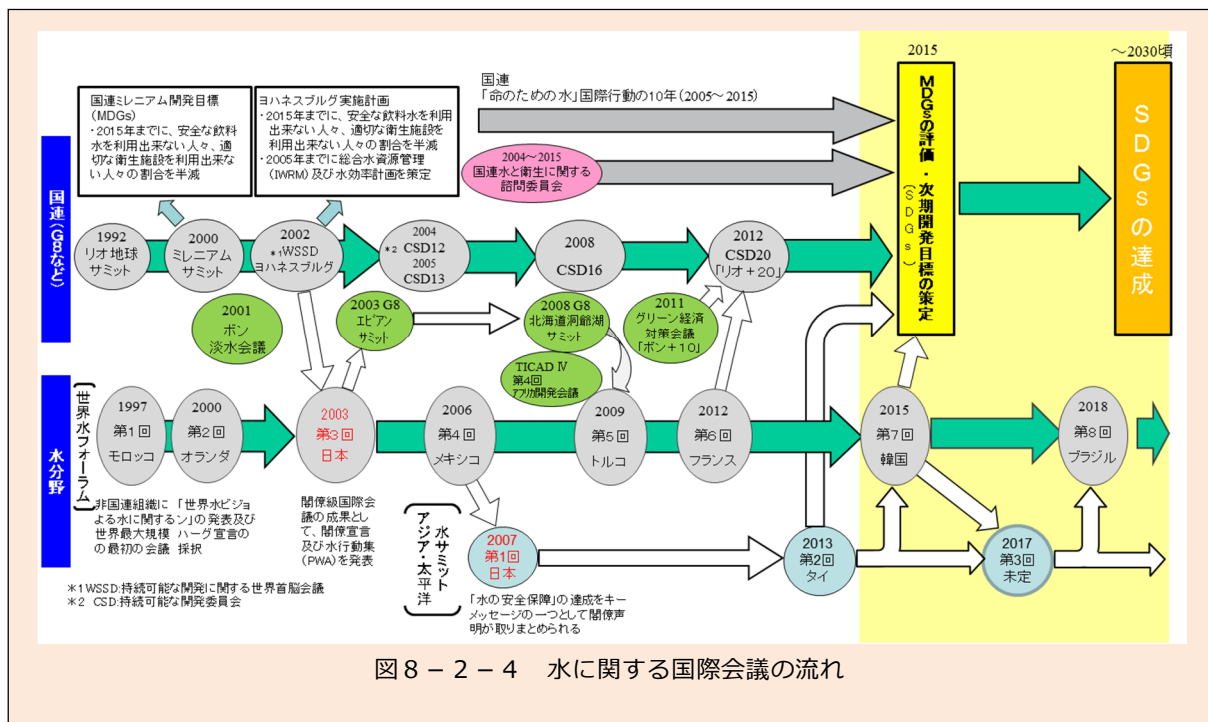
世界水フォーラムのほかに、水に関する主要な国際会議として、毎年8～9月にスウェーデンのストックホルムにおいて、世界水週間が開催されている。本会議はストックホルム国際水研究所（Stockholm International Water Institute）の主催により、世界の水問題の関係者が一堂に会して開催されるもので、将来への展望をもって水周辺、水環境の問題を提起することを目的としており、世界中の科学団体によって支援されている。

3) シンガポール国際水週間

2008年（平成20年）よりシンガポール国際水週間（Singapore International Water Week：SIWW）が6～7月にシンガポールにおいて開催されている。SIWWでは、アジア・太平洋地域の水関係代表者によるハイレベル国際会議のほか、展示会「水エキスポ」や各地域の水関連ビジネスなどについてのビジネスフォーラムなどが開催され、日本の企業・団体がこれまで培ってきた最先端の技術やシステム、優良事例の幅広い発信を行ってきているところである。本会議を期に、水に関わる様々な課題克服への貢献と新たなビジネス機会を創出することが期待されている。2012年（平成24年）より隔年で開催されている。

（3）我が国の取組み状況

世界の水問題については、これまで1977年（昭和52年）の国連水会議以降、様々な国際会議で取り上げられてきている。我が国は、これらの国際会議に参画し、議論のリード・プレザンスの発揮を通じて世界の水問題の解決に向けた貢献を行ってきている。



1) アジア・太平洋水フォーラムとアジア・太平洋水サミット

「アジア・太平洋水フォーラム」は、アジア・太平洋地域の水問題解決を目的とするネットワーク組織である。2006年（平成18年）3月の第4回世界水フォーラムの場において橋本龍太郎日本水フォーラム会長（当時）が設立を宣言し、同年9月27日に森喜朗日本水フォーラム会長（元内閣総理大臣）ご出席のもと、正式に発足した。

「アジア・太平洋水サミット」は、同フォーラムの主要活動の1つであり、第1回が、2007年（平成19年）12月に大分県別府市において開催された。同サミットには国連「水と衛生に関する諮問委員会」の名誉総裁である我が国皇太子殿下がご出席され、お言葉を述べられたほか、各国政府首脳級及び国際機関代表等を含めたハイレベルが一堂に会し、21世紀のアジア・太平洋地域における水問題の解決に向けた議論を行い、同地域においては水問題の解決が最優先の課題であるとの共通認識を再確認した。第2回は、2013年（平成25年）5月にタイ・チェンマイで開催され、国土交通省から松下大臣政務官が「水リスクと回復」の閣僚級テーマ別セッションに参加し、大規模災害から得た国際社会と共有すべき教訓や2015年より先の国連開発目標等についての議論がなされた。また、全体会合では、水と衛生が国際的課題として最優先事項であることに合意し、水および衛生分野への適切な資本の配分を確認した誓約を改めて強調すること、洪水、干ばつ、その他の自然災害による死者数及び経済的損失を削減するという課題に対処するため、ポスト2015年開発アジェンダに防災を含めることを奨励することなどを示した「チェンマイ宣言」が採択された（参考8-2-5）。

2) 第8回アジア・太平洋地域インフラ担当大臣会合

アジア・太平洋地域インフラ担当大臣会合は、同地域のインフラ担当大臣が一堂に会し、インフラ整備のあり方についてトップレベルで意見交換を行う会合である。1995年（平成7年）に日本（当時の建設省）が提唱し、第1回は大阪で開催された。

第8回会合は、「気候変動と水関連リスクへの対応」をテーマとして、気候変動の影響を受けて高まる水関連リスク（洪水、渇水、水質や衛生状態の悪化等）について、既に現れている現象や予測に関する情報を交換・共有するとともに、具体的な対応（適応策）の必要性などが議論された。

3) 水と災害に関する特別会合

近年の世界的な洪水被害の頻発等による水と災害に関する意識の高まりを背景として、国連等において水と災害をテーマにした会議が開催されている。これらの会議を通して、東日本大震災の教訓の共有や、ポスト2015年開発アジェンダに防災の指標を盛り込むべきとの主張などを通して、水と災害に関する国際社会での議論をリードしている。

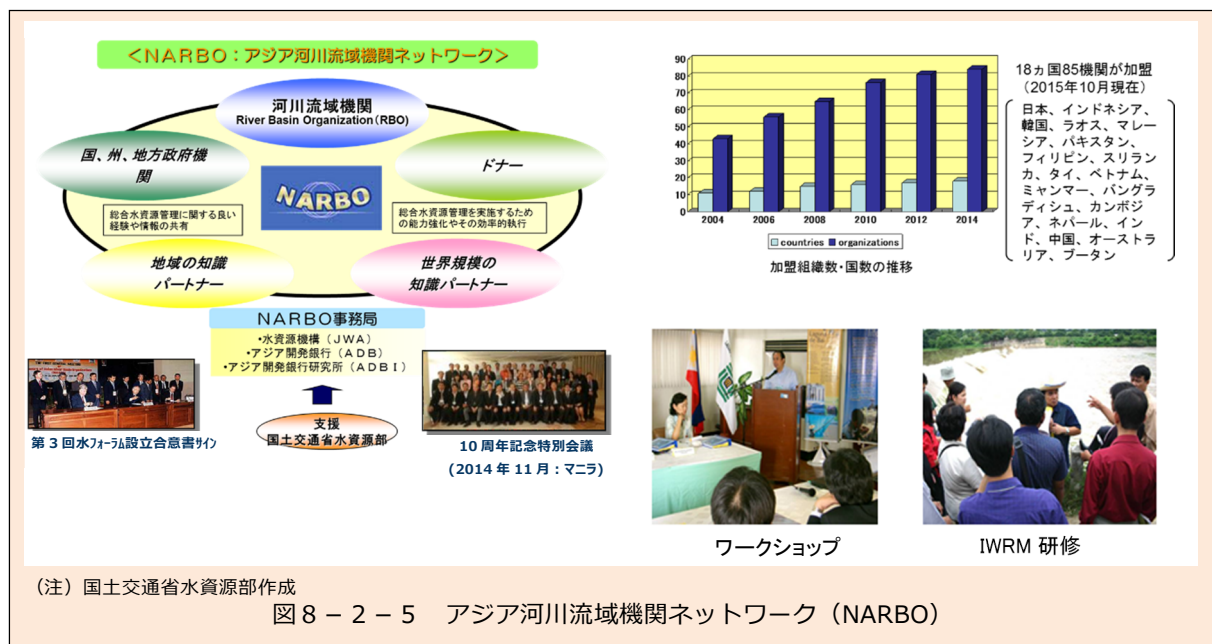
「国連水と災害に関する特別会合」は2013年（平成25年）3月、国連事務総長の主催、国連水と衛生に関する諮問委員会（UNSGAB）と水関連災害有識者委員会（HELP/UNSGAB）の共催により、水と災害の問題に関する意識の高揚と、これまでの経験と好事例の共有を図り、水と災害に関する地球規模の行動に向けた方向性に関する議論を行うことを目的として、ニューヨークの国連本部で開催され、皇太子殿下が「人と水災害の歴史を巡る－災害に強い社会構築のための手掛かりを求めて－」と題し、災害の記録と現代の防災に関する智慧を結び付けることで、災害に対してより備えのできる社会を構築できる旨基調講演をなさったほか、パネルディスカッションにおいては国土交通省より防災減災の考え方、災害の記録、災害統計等の取り組みの重要性について発信した。

また、2015年11月には、国連事務総長の主催、国連防災と水に関する事務総長特使と水と災害ハイレベル・パネル（HELP）の共催により、第2回会合が開催され、開会式では、皇太子殿下が水問題の解決に向けた取組についてご講演された。また、ハイレベル・パネルディベートでは、石井国土交通大臣が、我が国がこれまで経験してきた東日本大震災、数多くの水害などの経験と、そこから得られた教訓に基づく我が国の水関連災害対策について紹介するとともに、世界の水関連災害対策を強化するため、世界各国が水関連災害の経験と知見を共有し相互に学び合う機会を定期的に確保することの重要性を訴えた。

4) アジア河川流域機関ネットワーク（NARBO）

2004年（平成16年）2月には、独立行政法人水資源機構、アジア開発銀行及びアジア開発銀行研究所の呼びかけで、アジア河川流域機関ネットワーク（NARBO）が設立された。

NARBOは、アジアモンスーン地域における総合水資源管理達成のための支援を目的として設立された機関で、河川流域機関、水関係政府機関、学術研究機関及び国際機関から構成されており、2015年（平成27年）10月現在、18か国85機関が加入している。事務局本部は水資源機構内にあり、設立以来、東南アジア地域、南アジア地域を対象とした研修（タイ、スリランカ、韓国及び日本で開催）、各種ワークショップ、ニュースレター、ホームページ、流域管理機関同士による姉妹協定、交流促進などのプログラムを実施している（図8-2-5）。（<http://www.narbo.jp/index.htm>）

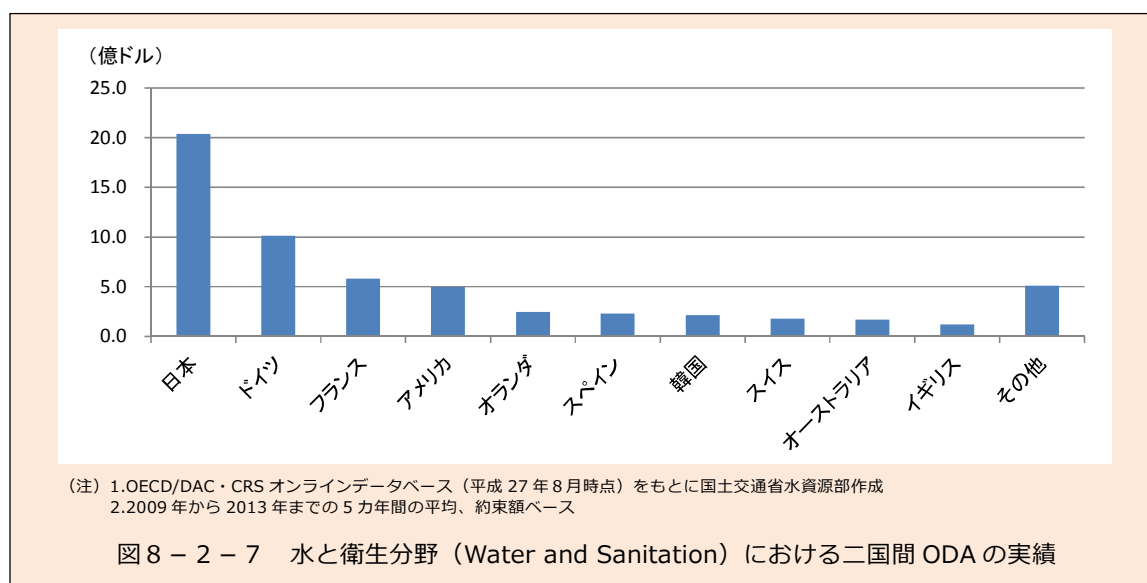
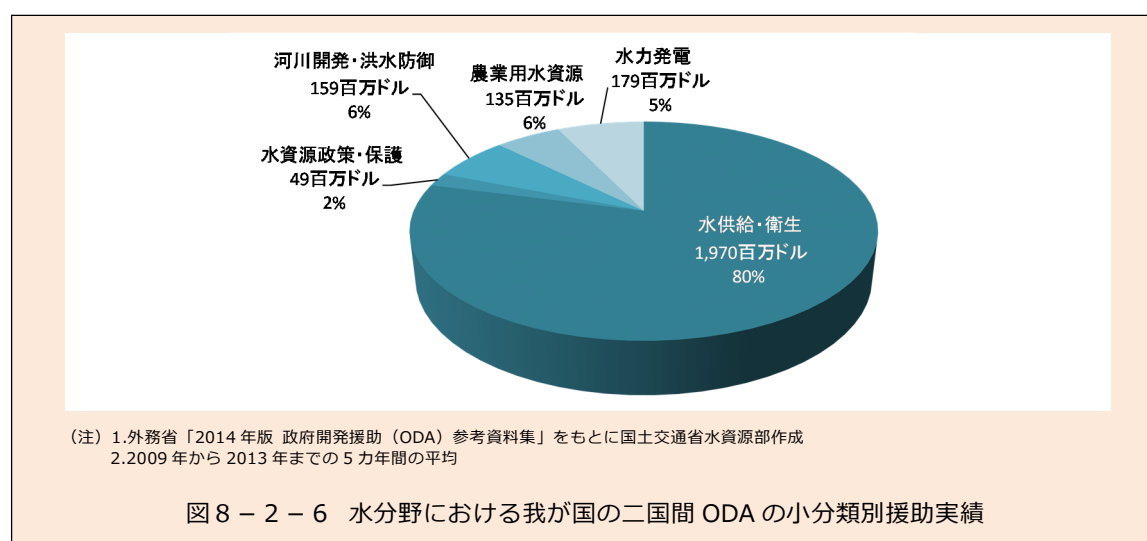


5) 水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ（WASABI）

2006年（平成18年）3月に開催された第4回世界水フォーラムでは、我が国は、水と衛生に関する我が国 ODA の基本方針と具体的取組みを示した政策文書として「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ（WASABI）」を発表し、我が国の水と衛生に関する豊富な経験、知見や技術を活かし、国際機関、他の援助国、NGO 等と連携しつつ、開発途上国の自助努力を一層効果的に支援することを表明した。

我が国は、水と衛生分野での二国間 ODA 実績で世界第1位の援助国（約20億米ドル（水関係分野では24億米ドル（2009年から2013年の5カ年平均、約束額ベース））であり、ソフト・ハード両面での包括的な支援を継続的に行っている（図8-2-6）。

また、アフリカ開発会議（TICAD）において、アフリカ諸国への ODA 支援強化を表明するなど、開発途上国への支援を積極的に推進している。



6) 下水道グローバルセンター（GCUS）

産学官が連携して、わが国の優れた下水道技術の海外展開と世界の水と衛生問題の解決に向けた取組みを推進するために、関係機関と連携して2009年（平成21年）4月に下水道グローバルセンター（GCUS：Japan Global Center for Urban Sanitation 事務局：(社)日本下水道協会）が設立された。

GCUSでは、海外展示会への出展、セミナー・ビジネスマッチングの開催、海外セミナー・ワークショップでの講演及び国際標準化活動への支援等、我が国の下水道技術の海外展開に向けた取組みを推進している。

7) 日本サニテーション・コンソーシアム（JSC）

2009年（平成21年）8月に開催されたシンガポール国際水週間2009において、日本がアジア・太平洋地域の国際拠点（ナレッジハブ）として国際的に承認されたことから、2009年（平成21年）10月に、環境省と連携して、日本サニテーション・コンソーシアム（JSC：Japan Sanitation Consortium）を設立した。

JSCでは、アジア太平洋地域の衛生関係の国際機関をネットワークする国際拠点として、国際的なネットワーク活動やシンポジウムの開催などを通じてアジア・太平洋地域の水と衛生問題の解決に向けた施策を推進している。2013年5月には、第2回アジア太平洋水サミットにおいて、都市の水安全保障分野で、「持続的なサニテーション・マネジメント達成に必要なもの」をテーマにワークショップを主催するなど、世界の衛生分野の拠点としての役割を發揮している。

（4）水関連技術の海外展開

1) 政府による海外展開方針の設定

経済産業省が2010年（平成22年）にとりまとめた「水ビジネスの国際展開に向けた課題と具体的方策」では、海外における水ビジネス市場は、今後も大きな需要が見込まれ、2025年（平成37年）には約87兆円の市場に成長する見通しとされている。

水関連技術も含めたインフラシステムの海外展開に関して、政府では、2013年（平成25年）5月に「インフラシステム輸出戦略」を決定、2013年6月には「日本再興戦略」を決定した。

2) 海外水インフラ PPP 協議会

海外における上下水道の整備、運営・管理は、今後も大きな需要が見込まれ、2025年（平成37年）には約80兆円規模の市場に成長する見通しであるが、日本企業は優れた技術を持つものの、運営・管理を含むトータルマネジメントの実績は少ない状況である。

このため、上下水道など海外の水インフラプロジェクトに関して、官民による情報の共有・交換を行うための場として国土交通省・厚生労働省・経済産業省では「海外水インフラ PPP 協議会」を設置（2010年（平成22年）7月6日）し、水源確保から上下水道事業までの水管理をパッケージとして捉え、協議会開催等を通じて官民連携による海外展開に向けた取組みを積極的に推進している。

3) 二国間会議等

世界の水問題解決に向けた貢献と日本の水関連企業・団体の海外展開を支援するため、二国間会談等を通じて、各相手国の水問題に係るニーズの把握と協力体制を構築し、セミナー等において民間企業を参加させて技術PRを行うなど、戦略的に推進している（参考8-2-6、参考8-2-7）。

防災面については、過去の災害経験で培った我が国の防災に関する優れた技術や知見を活かし、相手国の防災機能の向上及びインフラの海外展開に寄与する取組みを進めている。具体的には、防災面での課題の抱えた新興国等を対象に、関係機関とも連携しながら、様々な機会を捉えて、両国の産学官で協働し、互いのニーズに適合した技術や解決策を追求する「防災協働対話」の取組みを国別に展開することとしており、「インフラシステム輸出戦略」にも位置づけられた。2013年9月、太田国土交通大臣（当時）はタイ王国、ベトナム社会主義共和国を訪れ、両国において「防災協働対話」の枠組みに関する覚書を締結するなど、これまでに、ミャンマー、タイ、ベトナム、南アフリカ、インドネシア及びトルコとそれぞれ「防災協働対話」の実施に関する文書を締結し、官民のワークショップを開催するなどの取組みを推進している。

また、2014年（平成26年）6月には、「防災協働対話」の活動を支援すること等を目的として、「日本防災プラットフォーム」が設立され、産官学が連携した活動を実施している。

4）技術・システムの国際標準化の推進

我が国の技術・システムの国際標準化や相手国でのスタンダード獲得等を進めるとともに、国際機関・標準化団体へ参画し、我が国提案への賛同国増加に向けた働きかけを行っている。

再生水分野では、膜処理技術に関する信頼性の向上や我が国の優位技術の国際競争力の強化を図るべく膜処理技術に関して適正な評価、表示を行うこと等を内容とした国際標準を策定するために、我が国が主導してISOに専門委員会（TC282）を立ち上げ、水分野で初の幹事国を取得した。2014年（平成26年）1月には第1回TC282やこれに併催する形で「水の再利用に関する国際ワークショップ」が開催された。また、2014年（平成26年）11月に第2回TC282をリスボンで、2015年（平成27年）11月に第3回TC282を北京にて開催している。

またISO55001（アセットマネジメントシステム）が2014年（平成26年）1月にISO規格として正式に発行されたことを受け、2013年（平成25年）8月に他分野に先駆け設置した、「下水道分野におけるISO55001適用ガイドライン検討委員会」では、試行認証事業体（仙台市、水ing（株））を対象に試行認証を実施するとともに、下水道分野におけるISO55001認証取得に必要な体制、取組み、文書等を解説する「下水道分野におけるISO55001適用ユーザーズガイド（素案改訂版）」を取りまとめた。2014年度（平成26年度）は、愛知県及び愛知水と緑の公社を対象に試行認証を実施するとともに、「下水道分野におけるISO55001適用ユーザーズガイド（素案改訂版）」をより実務に役立たせ、普及を促進するものとするために、自治体職員からなるワーキンググループにおいて検討し、「下水道分野におけるISO55001適用ユーザーズガイド（案）」を取りまとめた。